

「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について（案）

## I. 概要

平成26年5月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成26年5月30日（金）～平成26年6月30日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

## II. 意見の提出状況

○意見提出者数：1名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	0
民間事業者	0
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	0
個人	0
合計	1

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：2件）

報告案の該当箇所	件数
1. はじめに	0件
2. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について	
（1）水質汚濁防止法における排水基準の考え方	0件
（2）排水基準の設定について	0件
（3）特定事業場に係る地下浸透規制及び地下水の水質の浄化措置について	0件
3. 暫定排水基準について	0件
4. おわりに	2件
全体を通して	0件
合計	2件

Ⅲ. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方  
別紙のとおり

Ⅳ. 報告案への対応  
委員会報告は、原案通りとさせて頂く。

	ご意見の概要	ご意見に対する対応
1	<p>平成元年に有害物質を含む水の地下浸透基準が導入され、平成 23 年度に構造基準等の制度が導入された経緯を無視し、誤ったロジックにより地下浸透基準を見直そうとしているのは問題である。</p> <p>構造基準等は地下浸透基準を確実に担保するために導入された補完的な制度であり、構造基準等（補完的な制度）が導入されたために、地下浸透基準（元になった制度）の妥当性について検証が必要との主張は成立しない。</p>	<p>本報告案では、ご提示の経緯を踏まえた上で、構造基準の制度が導入されたことのみならず、<u>「地下における有害物質の挙動は物質によって大きく異なる可能性があること、測定分析技術は常に進歩していること等から、今後、従来の地下浸透基準の設定方法の妥当性について検証が必要である。」</u>としているものです。</p>
2	<p>「地下浸透基準が地下水環境基準の 1/10 に設定されている」という前提で議論しているが、これは誤りである。</p>	<p>第 14 回排水規制等専門委員会の資料（資料 4-7 別紙）【ご参考：  <a href="http://www.env.go.jp/council/09water/y0912-14b.html">http://www.env.go.jp/council/09water/y0912-14b.html</a>】にもあるとおり、全ての項目が地下水環境基準の 1/10 に設定されている状況で無いことは認識しており、本報告案では、<u>「実質的には、多くの有害物質について、その分析法の定量下限値を考慮しつつ、地下水環境基準の 1/10 に設定されている。」</u>と補足的に説明しているところです。</p>